

消費税法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(消費税法施行規則の一部改正)

第一条 消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章	省略
第二章	税額控除等(第十五条―第十九条の二)
第三章・第四章	省略
附則	

(定義)

第一条 この省令において「国内」、「保税地域」、「個人事業者」、「事業者」、「国外事業者」、「被合併法人」、「分割法人」、「人格のない社団等」、「適格請求書発行事業者」、「資産の譲渡等」、「特定資産の譲渡等」、「電気通信利用役務の提供」、「特定少額資産の譲渡」、「課税資産の譲渡等」、「課税仕入れ」、「事業年度」、「基準期間」、「棚卸資産」、「調整対象固定資産」、「特例申告書」又は「附帯税」とは、それぞれ消費税法(以下「法」という。)第二条第一項第一号から第四号の二まで、第五号の二、第六号、第七号、第七号の二、第八号から第八号の三まで、第八号の六から第九号の二まで、第十一号、第十二号から第十六号まで、第十八号又は第十九号に規定する国内、保税地域、個人事業者、事業者、国外事業者、被合併法人、分割法人、人格のない社団等、適格請求書発行事業者、資産の譲渡等、特定資産の譲渡等、電気通信利用役務の提供、特定少額資産の譲渡、課税資産の譲渡等、軽減対象課税資産の譲渡等、課税貨物、課税仕入れ、事業年度、基準期間、棚卸資産、調整対象固定資産、特例申告書又は附帯税をいう。

2| この省令において「確定申告書の提出期限」とは、消費税法施行令(以下「令」という。)第一条第二項第五号に規定する確定申告書の提出

目次

第一章	同上
第二章	税額控除等(第十五条―第十九条)
第三章・第四章	同上
附則	

(定義)

第一条 この省令において「国内」、「保税地域」、「個人事業者」、「事業者」、「国外事業者」、「被合併法人」、「分割法人」、「人格のない社団等」、「適格請求書発行事業者」、「資産の譲渡等」、「特定資産の譲渡等」、「電気通信利用役務の提供」、「課税資産の譲渡等」、「軽減対象課税資産の譲渡等」、「課税貨物」、「課税仕入れ」、「事業年度」、「基準期間」、「棚卸資産」、「調整対象固定資産」、「特例申告書」又は「附帯税」とは、それぞれ消費税法(昭和六十三年法律第百八号。以下「法」という。)第二条第一項第一号から第四号の二まで、第五号の二、第六号、第七号から第八号の三まで、第九号、第九号の二、第十一号、第十二号から第十六号まで、第十八号又は第十九号に規定する国内、保税地域、個人事業者、事業者、国外事業者、被合併法人、分割法人、人格のない社団等、適格請求書発行事業者、資産の譲渡等、特定資産の譲渡等、電気通信利用役務の提供、課税資産の譲渡等、軽減対象課税資産の譲渡等、課税貨物、課税仕入れ、事業年度、基準期間、棚卸資産、調整対象固定資産、特例申告書又は附帯税をいう。

期限をいう。

3・4 省略

(有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲)

第一条の二 令第二条の五第二項第一号に規定する財務省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 三 省略

(輸出取引等の証明)

第五条 法第七条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同条第一項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行つた事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類(当該書類に係る電磁的記録(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)第二条第三号(定義)に規定する電磁的記録をいう。第二十三条の三第三項第二号を除き、以下同じ。)を含む。)又は帳簿を整理し、当該課税資産の譲渡等を行つた日の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(第一号イにおいて「事務所等」という。)の所在地に保存することにより証明がされたものとする。

一 法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け(船舶及び航空機の貸付けを除く。)である場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該資産の輸出に係る税関長から交付を受ける輸出の許可(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条(輸出又は輸入の許可)に規定する輸出の許可をいう。)若しくは積込みの承認(同法第二十三条第二項(船用品又は機用品の積込み等)の規定により同項に規定する船舶又は航空機(本邦の船舶又は航空機を除く。)に当該資産を積み込むことについての同項の承認をいう。)があつたことを証する書類又は当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類で、次に掲げる事項が記載された書類(当該資産の譲渡又は貸付けに係る対価を、現金により、又はその相手方が支払つた事実が

2・3 同上

(有料老人ホームにおける飲食料品の提供の対象となる入居者の範囲)

第一条の二 消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号。以下「令」という。)第二条の四第二項第一号に規定する財務省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 三 同上

(輸出取引等の証明)

第五条 法第七条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同条第一項に規定する課税資産の譲渡等のうち同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものを行つた事業者が、当該課税資産の譲渡等につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該課税資産の譲渡等を行つた日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人(人格のない社団等を含む。以下同じ。)については残余財産が確定した場合には一月とする。第三項において同じ。)を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(第一号イにおいて「事務所等」という。)の所在地に保存することにより証明がされたものとする。

一 法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け(船舶及び航空機の貸付けを除く。)である場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該資産の輸出に係る税関長から交付を受ける輸出の許可(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条(輸出又は輸入の許可)に規定する輸出の許可をいう。)若しくは積込みの承認(同法第二十三条第二項(船用品又は機用品の積込み等)の規定により同項に規定する船舶又は航空機(本邦の船舶又は航空機を除く。)に当該資産を積み込むことについての同項の承認をいう。)があつたことを証する書類又は当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類で、次に掲げる事項が記載されたもの

明らかでない方法により受領する場合（以下この項において「現金等により受領する場合」という。）には、当該書類及び当該資産の仕向国における輸入に係る法第三十条第九項第五号に掲げる書類に相当する書類として国税庁長官が指定するもの（以下この項において「指定書類」という。））

イ・ニ 省 略

二 法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けで郵便物（関税法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物に限る。以下この号において同じ。）として当該資産を輸出した場合 次に掲げる郵便物の種類の区分に応じそれぞれ次に定める書類（当該資産の譲渡又は貸付けに係る対価を現金等により受領する場合には、当該書類及び当該資産の仕向国における輸入に係る指定書類）

イ・ロ 省 略

三・四 省 略

2 省 略

3 第一項に規定する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存（同項の規定による電磁的記録の保存を除く。）は、財務大臣の定める方法によることができる。

4 第一項の規定により同項各号に定める書類に係る電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存するものとする。

5 第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により第一項各号に定める書類に係る電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出

イ・ニ 同 上

二 法第七条第一項第一号に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けで郵便物（関税法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物に限る。以下この号において同じ。）として当該資産を輸出した場合 次に掲げる郵便物の種類の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ・ロ 同 上

三・四 同 上

2 同 上

3 第一項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存は、財務大臣の定める方法によることができる。

4 第一項各号に定める書類には、これらの書類に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。次項及び第六項において同じ。）を含むものとする。

5 第一項の規定により前項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存するものとする。

6 第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により第四項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに

力したものに限る。)を保存する方法によりができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、同項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

(承認免税手続事業者の承認申請書の記載事項等)

第八条 省 略

254 省 略

5 承認免税手続事業者は、令第十八条の三第一項の規定により委託を受けて免税販売手続に係る事務を行う一般型輸出品販売場の別に、免税購入対象者ごとの法第八条第一項の規定の適用に関する免税販売手続の記録及び令第十八条の三第八項の規定の適用に関する記録を作成して整理し、当該免税販売手続を行った日の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から七年間、これを納税地又は免税販売手続に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

(承認送受信事業者の承認申請書の記載事項等)

第九条 省 略

256 省 略

7 承認送受信事業者は、令第十八条の四第一項の規定により委託を受けて事務を行う購入記録情報の提供等につき、免税購入対象者ごとに当該購入記録情報の提供等に関し記録を作成して整理し、輸出品販売場を経営する事業者が当該免税購入対象者に対して譲渡した免税対象物品に係る法第八条第三項後段の規定による税関確認情報の受領をした日(税関確認情報の受領をしない場合にあつては、同条第二項前段の規定による購入記録情報の提供をした日)の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から七年間、これを納税地又は購入記録情報の提供等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

(第一種プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者である旨の届

限る。)を保存する方法によりができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、第一項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

(承認免税手続事業者の承認申請書の記載事項等)

第八条 同 上

254 同 上

5 承認免税手続事業者は、令第十八条の三第一項の規定により委託を受けて免税販売手続に係る事務を行う一般型輸出品販売場の別に、免税購入対象者ごとの法第八条第一項の規定の適用に関する免税販売手続の記録及び令第十八条の三第八項の規定の適用に関する記録を作成して整理し、当該免税販売手続を行った日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月)を経過した日から七年間、これを納税地又は免税販売手続に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

(承認送受信事業者の承認申請書の記載事項等)

第九条 同 上

256 同 上

7 承認送受信事業者は、令第十八条の四第一項の規定により委託を受けて事務を行う購入記録情報の提供等につき、免税購入対象者ごとに当該購入記録情報の提供等に関し記録を作成して整理し、輸出品販売場を経営する事業者が当該免税購入対象者に対して譲渡した免税対象物品に係る法第八条第三項後段の規定による税関確認情報の受領をした日(税関確認情報の受領をしない場合にあつては、同条第二項前段の規定による購入記録情報の提供をした日)の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月)を経過した日から七年間、これを納税地又は購入記録情報の提供等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

(特定プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者である旨の届

届出書の記載事項等)

第十一条の五 法第十五条の二第三項(令第二十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の氏名又は名称(国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。以下この条及び次条において同じ。)、納税地(納税地と住所等とが異なる場合には、納税地及び住所等(国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。))。以下この号及び同条第一項第一号において同じ。及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

二 その提供するデジタルプラットフォーム(法第十五条の二第一項に規定するデジタルプラットフォームをいう。以下この条及び次条において同じ。)の名称

三 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 省 略

ロ 令第二十九条第一項の規定の適用を受けることとなつた同項に規定する合併法人等 その合併若しくは分割又は譲受けがあつた年月日及びその事業を承継させ、又は譲り渡した法第十五条の二第一項に規定する第一種プラットフォーム事業者の氏名又は名称

四 省 略

2 5 省 略

(第二種プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者である旨の届出書の記載事項等)

第十一条の六 法第十五条の三第三項(令第三十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

二 その提供するデジタルプラットフォームの名称

三 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 法第十五条の三第二項に規定する合計額が五十億円を超えることとなつた法第十五条の二第一項に規定するプラットフォーム事業者

出書の記載事項等)

第十一条の五 法第十五条の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 届出者の氏名又は名称(国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。以下この条において同じ。)、納税地(納税地と住所等とが異なる場合には、納税地及び住所等(国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。))。以下この号において同じ。及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

二 その提供するデジタルプラットフォーム(法第十五条の二第一項に規定するデジタルプラットフォームをいう。以下この条において同じ。)の名称

三 同 上

イ 同 上

ロ 令第二十九条第一項の規定の適用を受けることとなつた同項に規定する合併法人等 その合併若しくは分割又は譲受けがあつた年月日及びその事業を承継させ、又は譲り渡した法第十五条の二第一項に規定する特定プラットフォーム事業者の氏名又は名称

四 同 上

2 5 同 上

- その課税期間の初日及び末日並びに当該合計額
  - ロ 令第三十条第一項の規定の適用を受けることとなつた同項に規定する合併法人等 その合併若しくは分割又は譲受けがあつた年月日及びその事業を承継させ、又は譲り渡した法第十五条の三第一項に規定する第二種プラットフォーム事業者の氏名又は名称
  - 四 その他参考となるべき事項
- 2| 法第十五条の三第六項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
  - 二 変更の内容
  - 三 その他参考となるべき事項
- 3| 法第十五条の三第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 申請者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
  - 二 その提供するデジタルプラットフォームの名称
  - 三 法第十五条の三第七項に規定する合計額が五十億円以下である場合に該当する各課税期間の初日及び末日
  - 四 その他参考となるべき事項
- 4| 法第十五条の三第十項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 届出者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）
  - 二 そのデジタルプラットフォームに係る事業を廃止した年月日
  - 三 前号のデジタルプラットフォームの名称
  - 四 その他参考となるべき事項
- 5| 法第十五条の三第十六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 その課税期間において法第十五条の三第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる資産の譲渡の別に区分した同条第二項に規定する対価の額の合計額及びその明細
  - 二 その課税期間において法第十五条の三第十五項の規定の適用を受け

る同項に規定する課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りに係る法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額の合計額並びにその明細

三、その他参考となるべき事項

(古物に準ずるものの範囲)

第十五条の三 令第四十九条第一項第一号ハ(1)に規定する財務省令で定めるものは、同号ハ(1)に規定する事業者が、古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第二条第二項(定義)に規定する古物営業と同等の取引方法により買い受ける同条第一項に規定する古物に準ずる物品及び証券(当該事業者に譲渡する者(適格請求書発行事業者を除く。))が使用、鑑賞その他の目的で譲り受けたものに限るものとし、令第四十九条第一項第一号ハ(4)に規定する特定金属くずに該当するものを除く。)とする。

(本人確認書類の範囲等)

第十五条の七 法第三十条第十一項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類(当該書類の写し及びその者から提供を受けた当該書類に係る電磁的記録を含み、その者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載又は記録のあるものに限る。)とする。

一 六 省 略

2・3 省 略

(非課税資産の輸出等を行った場合の証明)

第十六条 法第三十一条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、同項に規定する非課税資産の譲渡等のうち同項に規定する輸出取引等に該当するものを行った事業者が、当該非課税資産の譲渡等につき、第五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類(当該書類に係る電磁的記録を含む。)又は帳簿を整理し、当該非課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間に係る確定申告

(古物に準ずるものの範囲)

第十五条の三 令第四十九条第一項第一号ハ(1)に規定する財務省令で定めるものは、同号ハ(1)に規定する事業者が、古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第二条第二項(定義)に規定する古物営業と同等の取引方法により買い受ける同条第一項に規定する古物に準ずる物品及び証券(当該事業者に譲渡する者(適格請求書発行事業者を除く。))が使用、鑑賞その他の目的で譲り受けたものに限る。)とする。

(本人確認書類の範囲等)

第十五条の七 法第三十条第十一項に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類(当該書類の写し及びその者から提供を受けた当該書類に係る電磁的記録(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第三号(定義)に規定する電磁的記録をいう。以下この章において同じ。))を含み、その者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載又は記録のあるものに限る。)とする。

一 六 同 上

2・3 同 上

(非課税資産の輸出等を行った場合の証明)

第十六条 法第三十一条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、同項に規定する非課税資産の譲渡等のうち同項に規定する輸出取引等に該当するものを行った事業者が、当該非課税資産の譲渡等につき、第五条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ同項各号に定める書類又は帳簿を整理し、当該非課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人について残余財産

書の提出期限の翌日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（次項において「事務所等」という。）の所在地に保存することにより証明がされたときとする。

2 法第三十一条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、同項に規定する資産の輸出をした事業者が、当該資産の輸出につき第五条第一項第一号に定める書類（関税法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物として当該資産を輸出した場合には、第五条第一項第二号に定める書類とし、これらの書類に係る電磁的記録を含む。）を整理し、当該資産の輸出をした日の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存することにより証明がされたときとする。

3 前二項に規定する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から五年を経過した日以後の期間におけるこれらの規定による保存（これらの規定による電磁的記録の保存を除く。）は、財務大臣の定める方法によることができる。

4 第一項又は第二項の規定によりこれらの規定に係る電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

5 第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により第一項及び第二項に規定する書類に係る電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、これらの規定により保存すべき場所に、これらの規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

が確定した場合には一月とする。次項及び第三項において同じ。）を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（次項において「事務所等」という。）の所在地に保存することにより証明がされたときとする。

2 法第三十一条第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたときは、同項に規定する資産の輸出をした事業者が、当該資産の輸出につき第五条第一項第一号に定める書類（関税法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物として当該資産を輸出した場合には、第五条第一項第二号に定める書類）を整理し、当該資産の輸出をした日の属する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存することにより証明がされたときとする。

3 第一項及び前項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間におけるこれらの規定による保存は、財務大臣の定める方法によることができる。

4 第一項及び第二項に規定する書類には、これらの書類に係る電磁的記録を含むものとする。

5 第一項又は第二項の規定により前項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

6 第一項、第二項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により第四項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、第一項又は第二項の規定により保存すべき場所に、これらの規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例を受ける旨の届出書の記載事項等)

第十七条 省 略

254 省 略

5 法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者は、法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等(特定少額資産の譲渡に係るものを除く。)を行つた場合には、令第五十八条の二第一項に規定する帳簿に当該売上げに係る対価の返還等に係る令第五十七条第五項第一号から第六号までに掲げる事業の種類を付記しなければならない。

(貸倒れの範囲)

第十八条 令第五十九条第四号に規定する財務省令で定める事実、次に掲げる事実とする。

一 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律(令和七年法律第六十七号)第二十八条第一項(権利変更決議の効力)又は第二十九条(議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力)の規定により同法第三条第一項(指定確認調査機関の確認)に規定する権利変更決議の効力が生じたことにより債権の切捨てがあつたこと。

二 法令の規定による整理手續によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより債権の切捨てがあつたこと。

イ 省 略

ロ 行政機関、金融機関その他の第三者のあつせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの

三・四 省 略

(貸倒れの事実を証する書類及びその保存)

第十九条 法第三十九条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、同項に規定する債権につき同項に規定する事実が生じたことを証する書類を整理し、同項に規定する領収をすることができないこととなつた日の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地に保存しなければならない。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例を受ける旨の届出書の記載事項等)

第十七条 同 上

254 同 上

5 法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者は、法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等を行つた場合には、令第五十八条の二第一項に規定する帳簿に当該売上げに係る対価の返還等に係る令第五十七条第五項第一号から第六号までに掲げる事業の種類を付記しなければならない。

(貸倒れの範囲)

第十八条 同 上

一 同 上

イ 同 上

ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあつせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの

二・三 同 上

(貸倒れの事実を証する書類及びその保存)

第十九条 法第三十九条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、同項に規定する債権につき同項に規定する事実が生じたことを証する書類を整理し、同項に規定する領収をすることができないこととなつた日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月)を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地

(課税貨物に消費税が課された場合の消費税額の控除に係る書類の電磁的記録による保存方法)

- 第十九条の二 令第六十一条第一項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)に掲げる措置のいずれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。
- 2 令第六十一条第一項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により同条第一項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。)を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、同項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

#### (中間申告書の記載事項)

- 第二十条 法第四十二条第一項第二号、第四項第二号及び第六項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申告者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。第二十三条の三第六項を除き、以下第二十三条の四までにおいて同じ。)、納税地及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)
- 二 四 省 略

#### (確定申告書の記載事項等)

- 第二十二條 省 略

- 2 省 略

- 3 法第四十五条第一項第五号に掲げる不足額の記載のある前項に規定する申告書を提出する者は、同項に規定する書類のほか、次に掲げる事項(第五号及び第六号に掲げる事項にあつては、当該申告書に係る課税期間において法第十五条の三第一項第一号に掲げる資産の譲渡について同

に保存しなければならない。

#### (中間申告書の記載事項)

- 第二十条 同 上

- 一 申告者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下第二十二條まで、第二十三條の二及び第二十三條の五において同じ。)、納税地及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)
- 二 四 同 上

#### (確定申告書の記載事項等)

- 第二十二條 同 上

- 2 同 上

- 3 法第四十五条第一項第五号に掲げる不足額の記載のある前項に規定する申告書を提出する者は、同項に規定する書類のほか、次に掲げる事項を記載した書類を当該申告書に添付しなければならない。

項の規定の適用を受ける同号の国外事業者が当該申告書を提出する場合に限る。)を記載した書類を当該申告書に添付しなければならない。

一 当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等(法第七条第一項、法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの(次号において「輸出取引等」という。)及び特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この号において同じ。)に係る第二十七条第一項第一号に掲げる事項その他の課税資産の譲渡等に関する事項

二 四 省 略

五 当該課税期間に行つた法第十五条の三第一項の規定の適用を受ける同項各号に掲げる資産の譲渡の別に区分した同条第二項に規定する対価の額の合計額及びその明細

六 当該課税期間に行つた課税貨物の保税地域からの引取りに係る法第三十条第八項第三号に掲げる事項その他の当該課税貨物に関する事項

七 省 略

4 省 略

一 当該申告書に係る課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等(法第七条第一項、法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの(次号において「輸出取引等」という。)及び特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この号において同じ。)に係る第二十七条第一項第一号に掲げる事項その他の課税資産の譲渡等に関する事項

二 四 同 上

五 同 上

4 同 上

(申告期限延長法人に係る輸出取引等の証明書類等の保存期間の特例)

第二十三条の三

法第四十五条の二第一項の規定がある場合における

第五項第一項及び第三項、第八条第五項、第九条第七項、第十六条第一項から第三項まで、第十九条並びに第二十六条の七第一項及び第四項の規定の適用については、第五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第三項において同じ。)」と、第八条第五項及び第九条第七項中「経過した日」とあるのは「経過した日(法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日)」と、第十六条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。次項及び第三項において同じ。)」と、第十九条中「経過した日」とあるのは「経過した日(法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当

(電子情報処理組織による申告の特例)

第二十三条の三 省 略

2～7 省 略

(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例を受ける旨の申請書の記載事項等)

第二十三条の四 省 略

2・3 省 略

(小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出書の記載事項)

第二十六条 法第五十七条第一項に規定する届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 法第五十七条第一項第一号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ・ロ 省 略

ハ 届出者が法人(人格のない社団等を含む。第六号ロ及び第二十六条の四において同じ。)である場合には、事業年度の開始及び終了の日

ニ～ト 省 略

二～六 省 略

2～6 省 略

(適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項等)

第二十六条の二 法第五十七条の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。次号を除き、以下この条において同じ。)(国外事業者にあつては、日本語及び英語で記

該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日)と、第二十六条の七第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日(法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第四項において同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による申告の特例)

第二十三条の四 同 上

2～7 同 上

(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例を受ける旨の申請書の記載事項等)

第二十三条の五 同 上

2・3 同 上

(小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出書の記載事項)

第二十六条 同 上

一 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 届出者が法人である場合には、事業年度の開始及び終了の日

ニ～ト 同 上

二～六 同 上

2～6 同 上

(適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項等)

第二十六条の二 同 上

一 申請者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。以下この号、次項第一号及び第三項第一号において同じ。)(国外事業者にあつては、日

載されたものに限る。以下この条において同じ。）、納税地（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この号において「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地及び住所等（国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。）。以下この号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二 申請者が特定国外事業者（法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者をいう。次号及び第二十六条の十第一項において同じ。）である場合には、その旨並びに税務代理人（法第五十七条の二第五項第二号イに規定する税務代理人をいう。以下この章において同じ。）の氏名又は名称並びに事務所の名称及び所在地  
三 申請者が特定国外事業者以外の国外事業者である場合には、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この章において「事務所等」という。）の所在地

#### 四 省略

### 2 4 省略

（特定国外事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請書の添付書類）  
第二十六条の三 令第七十条の三に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 税務代理人が申請者の消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面（法第五十七条の二第六項第二号ハに規定する書面をいう。第二十六条の十一第一号において同じ。）

#### 二 省略

（媒介者等における適格請求書の写し等の保存）

第二十六条の七 媒介者等（令第七十条の十二第一項に規定する媒介者等をいう。次項及び第三項において同じ。）又は執行機関（同条第五項に規定する執行機関をいう。次項及び第三項において同じ。）は、同条第一項の規定により交付した適格請求書等（同項に規定する適格請求書等をいう。次項において同じ。）若しくは同条第五項の規定により交付した適格請求書（法第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。

本語及び英語で記載されたものに限る。以下この条において同じ。）、納税地（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この号において「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地及び住所等（国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。）。以下この号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二 申請者が特定国外事業者（法第五十七条の二第五項第一号に規定する特定国外事業者をいう。次号において同じ。）である場合には、その旨並びに税務代理人（同項第二号イに規定する税務代理人をいう。次条第一号において同じ。）の氏名又は名称並びに事務所の名称及び所在地  
三 申請者が特定国外事業者以外の国外事業者である場合には、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（第二十六条の七第一項及び第二十六条の九において「事務所等」という。）の所在地

#### 四 同上

### 2 4 同上

（特定国外事業者に係る適格請求書発行事業者の登録申請書の添付書類）  
第二十六条の三 同上

一 税務代理人が申請者の消費税に関する税務代理（法第五十七条の二第五項第二号イに規定する税務代理をいう。）の権限を有することを証する書面（同条第六項第二号ハに規定する書面をいう。）

#### 二 同上

（媒介者等における適格請求書の写し等の保存）

第二十六条の七 媒介者等（令第七十条の十二第一項に規定する媒介者等をいう。次項及び第三項において同じ。）又は執行機関（同条第五項に規定する執行機関をいう。次項及び第三項において同じ。）は、同条第一項の規定により交付した適格請求書等（同項に規定する適格請求書等をいう。次項において同じ。）若しくは同条第五項の規定により交付した適格請求書（法第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。

次項において同じ。)の写し又は提供したこれらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録を整理し、その交付し、又は提供した日の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存しなければならない。

## 2・3 省略

4 第一項に規定する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存(同項の規定による電磁的記録の保存を除く。)は、財務大臣の定める方法によることができる。

### (特定少額資産販売事業者の登録申請書の記載事項等)

第二十六条の十 法第五十七条の七第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の氏名又は名称(代表者の氏名を含む。次号を除き、以下この条において同じ。)(国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。以下この条において同じ。)、納税地(納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(以下この号において「住所等」という。))とが異なる場合には、納税地及び住所等(国外事業者にあつては、日本語及び英語で記載されたものに限る。)。以下この号において同じ。))及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地)

二 申請者が特定国外事業者である場合には、その旨並びに税務代理人の氏名又は名称並びに事務所の名称及び所在地

三 申請者が特定国外事業者以外の国外事業者である場合には、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所等の所在地

四 その他参考となるべき事項

2 法第五十七条の七第八項の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号(法第五十七条の七第四項の登録番号をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。))及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税

次項において同じ。)の写し又は提供したこれらの書類に記載すべき事項に係る電磁的記録(法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。)を整理し、その交付し、又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から二月(清算中の法人について残余財産が確定した場合には、一月)を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に保存しなければならない。

## 2・3 同上

4 第一項に規定する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存(同項の規定による電磁的記録の保存を除く。)は、財務大臣の定める方法によることができる。

地及び登録番号)

二 変更の内容

三 その他参考となるべき事項

3 法第五十七条の七第十項第一号の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の氏名又は名称、納税地、登録番号及び法人番号(法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称、納税地及び登録番号)

二 法第五十七条の七第一項の登録の取消しを求めらる旨

三 その他参考となるべき事項

(特定国外事業者に係る特定少額資産販売事業者の登録申請書の添付書類)

第二十六条の十一 令第七十条の十五に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 税務代理人が申請者の消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面

二 その他参考となるべき書類

(帳簿の記載事項等)

第二十七条 令第七十一条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 国内において行つた資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この項及び第三項において同じ。)に係る事項のうち次に掲げるもの

イ・ロ 省 略

ハ 資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(当該資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨)(法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者にあつては、当該資産の譲渡等が課税資産の譲渡等(特定少額資産の譲渡に該当するもの及び法第七条第一項、法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)である場合は、令第五十七条第五項第一号から第六号までに掲げる事業の種類を含む。)

(帳簿の記載事項等)

第二十七条 同 上

一 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(当該資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等である旨)(法第三十七条第一項の規定の適用を受ける事業者にあつては、当該資産の譲渡等が課税資産の譲渡等(法第七条第一項、法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)である場合は、令第五十七条第五項第一号から第六号までに掲げる事業の種類を含む。)

二 省略

二〇五 省略

255 省略

6 前項各号に掲げる事項の全部又は一部が関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条の十二第二項（帳簿の記載事項等）の書類又は輸入の許可があつたことを証する書類（これらの書類に係る電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載され、又は記録されている場合であつて、特例申告者（令第七十一条第三項に規定する特例申告者をいう。次項及び第八項において同じ。）が、これらの書類を整理して保存するときは、前項の規定にかかわらず、当該全部又は一部の事項の帳簿への記録を省略することができる。

7 前項の規定により同項に規定する書類に係る電磁的記録を保存する特例申告者は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいづれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

8 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により第六項に規定する書類に係る電磁的記録を保存する特例申告者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）を保存する方法によることができる。

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲等）

第二十七条の二 令第七十一条の二第二項第十号に規定する財務省令で定める電磁的記録は、第五条第一項並びに第十六条第一項及び第二項に規定する電磁的記録とする。

2 令第七十一条の二第二項第一号から第九号までに掲げる電磁的記録又は前項に規定する電磁的記録のうち、第五条第五項、第六条の四第六項

二 同上

二〇五 同上

255 同上

6 前項各号に掲げる事項の全部又は一部が関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条の十二第二項（帳簿の記載事項等）の書類又は輸入の許可があつたことを証する書類に記載されている場合であつて、特例申告者（令第七十一条第三項に規定する特例申告者をいう。第八項及び第九項において同じ。）が、これらの書類を整理して保存するときは、前項の規定にかかわらず、当該全部又は一部の事項の帳簿への記録を省略することができる。

7 前項に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）を含むものとする。

8 第六項の規定により前項に規定する電磁的記録を保存する特例申告者は、当該電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第四条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げる措置のいづれかを行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存するものとする。

9 第六項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により第七項に規定する電磁的記録を保存する特例申告者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）を保存する方法によることができる。

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の特例の対象となる電磁的記録の範囲等）

第二十七条の二 令第七十一条の二第二項第九号に規定する財務省令で定める電磁的記録は、第五条第四項に規定する電磁的記録及び第十六条第四項に規定する電磁的記録とする。

2 令第七十一条の二第二項第一号から第八号までに掲げる電磁的記録又は前項に規定する電磁的記録のうち、第五条第六項、第六条の四第六項

、第十五条の五第二項、第十六条第五項、第十九条の二第二項、第二十条の七第三項若しくは第二十六条の八第二項の規定又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三十六条の二第四項（外国公館等であることの証明等）の規定に基づき、これらの電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合におけるこれらの電磁的記録に記録された事項については、法第五十九条の二第一項の規定は、適用しない。

3  
3  
6 省 略

## 第二十九条 削除

、第十五条の五第二項、第十六条第六項、第二十六条の七第三項若しくは第二十六条の八第二項の規定又は租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第三十六条の二第四項（外国公館等であることの証明等）の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面で保存されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法第五十九条の二第一項の規定は、適用しない。

3  
3  
6 同 上

（国又は地方公共団体等に係る輸取引等の証明書類等の保存期間の特例）

第二十九条 令第七十六条第二項の規定の適用がある場合における第五条第一項及び第三項、第八条第五項、第九条第七項、第十六条第一項から第三項まで、第十九条並びに第二十六条の七第一項及び第四項の規定の適用については、第五条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日。第三項において同じ。）」と、第八条第五項及び第九条第七項中「経過した日」とあるのは「経過した日（令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日）」と、第十六条第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日）」と、第二十六条の七第一項中「経過した日」とあるのは「経過した日（令第七十六条第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項各号の規定による申告書（法第四十五条第一項の規定による申告書をいう。）の提出期限の翌日）」とする。

**（消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）**

**第二条** 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

**附 則**

**（電子情報処理組織による申告の特例に関する経過措置）**

**第三条** 令和二年四月一日前に設立された法人である事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下次条までにおいて同じ。）で同日以後最初に開始する課税期間（同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。附則第四条の二及び第四条の三において同じ。）において同法第四十六条の二第二項に規定する特定法人に該当する事業者（同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、当該課税期間開始の日以後一月以内に消費税法施行規則第二十三条の四第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項の届出を行わなければならない。

**（適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項に関する経過措置）**

**第四条** 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下「二十八年改正法」という。）第五条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「五年消費税法」という。）第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者（二十八年改正法附則第四十四条第四項の規定の適用を受けることとなる事業者に限る。）が、五年消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出しようとする場合には、当該申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 三 省 略

**（適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置）**

**附 則**

**（電子情報処理組織による申告の特例に関する経過措置）**

**第三条** 令和二年四月一日前に設立された法人である事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下次条までにおいて同じ。）で同日以後最初に開始する課税期間（同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。附則第四条の二において同じ。）において同法第四十六条の二第二項に規定する特定法人に該当する事業者（同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、当該課税期間開始の日以後一月以内に消費税法施行規則第二十三条の四第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項の届出を行わなければならない。

**（適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項に関する経過措置）**

**第四条** 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条及び次条において「二十八年改正法」という。）第五条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「五年消費税法」という。）第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者（二十八年改正法附則第四十四条第四項の規定の適用を受けることとなる事業者に限る。）が、五年消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出しようとする場合には、当該申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 三 同 上

**第四条の三** 二十八年改正法附則第五十一条の三第一項に規定する個人事業者である適格請求書発行事業者の同項の規定の適用を受ける課税期間における消費税法施行規則第二十二条第四項及び第二十七条第四項の規定の適用については、同令第二十二条第四項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の三第一項」と、同令第二十七条第一項中「第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十一条の三第一項」と、「同項の」とあるのは「これらの」とする。

**（消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）**

**第三条** 消費税法施行規則の一部を改正する省令（令和七年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項第二号中「場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第七条第一項第一号に規定する輸出として行われる資産の譲渡で当該資産の譲渡の相手方と国際第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二十条（許可）又は第四十五条第一項（許可）の規定による許可を受けて同法第六条第一項第五号（登録の拒否）に規定する国際貨物運送に係る同法第二条第八項（定義）に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者をいう。以下この号において同じ。）との間において当該資産の輸出に係る運送契約が締結されるものである場合（当該資産の譲渡が販売場において行われるものであつて、その譲渡の際、その場で当該国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含む。）に当該資産を引き渡す場合に限る。） 当該運送契約に係る契約書その他の書類で次に掲げる事項が記載された書類（当該資産の譲渡に係る対価を現金等により受領する場合には、当該書類及び当該資産の仕向国における輸入に係る指定書類）

イ 当該相手方の氏名又は名称

第五条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項第二号中「場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第七条第一項第一号に規定する輸出として行われる資産の譲渡で当該資産の譲渡の相手方と国際第二種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二十条（許可）又は第四十五条第一項（許可）の規定による許可を受けて同法第六条第一項第五号（登録の拒否）に規定する国際貨物運送に係る同法第二条第八項（定義）に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者をいう。以下この号において同じ。）との間において当該資産の輸出に係る運送契約が締結されるものである場合（当該資産の譲渡が販売場において行われるものであつて、その譲渡の際、その場で当該国際第二種貨物利用運送事業者（その代理人を含む。）に当該資産を引き渡す場合に限る。） 当該運送契約に係る契約書その他の書類で次に掲げる事項が記載されたもの

イ 当該相手方の氏名又は名称

- ロ 当該運送契約を締結した年月日
- ハ 当該資産の品名並びに品名ごとの数量及び価額
- ニ 当該資産の仕向地

ホ 当該国際第二種貨物利用運送事業者の氏名又は名称及び住所等

第六条第一項中「、その者に係る領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明又は戸籍の附票の写しであつて」を削り、「から」を「までに国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することにつき確認ができる次に掲げる書類（第二号及び第三号に掲げる書類にあつては、同日から）」に、「もの」を「ものに限る。」のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項（定義）に規定する個人番号カード（同項第三号に規定する転出の予定年月日が記載されたものに限る。）
- 二 領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明
- 三 戸籍の附票の写し

## 附則

### （施行期日）

第一条 この省令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条の規定 令和九年四月一日
- 二 附則第五条の規定 令和九年十月一日
- 三 第一条の規定（同条中消費税法施行規則第五条第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同令第十五条の三の改正規定及び同令第十八条の改正規定を除く。） 令和十年四月一日
- 四 第一条中消費税法施行規則第十五条の三の改正規定及び附則第三条の規定 盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）の施行の日から起算して三月を経過する日の翌日
- 五 第一条中消費税法施行規則第十八条の改正規定 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律

- ロ 当該運送契約を締結した年月日
- ハ 当該資産の品名並びに品名ごとの数量及び価額
- ニ 当該資産の仕向地

ホ 当該国際第二種貨物利用運送事業者の氏名又は名称及び住所等

第六条第一項中「、その者に係る領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明又は戸籍の附票の写しであつて」を削り、「から」を「までに国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することにつき確認ができる次に掲げる書類（第二号及び第三号に掲げる書類にあつては、同日から）」に、「もの」を「ものに限る。」のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項（定義）に規定する個人番号カード（同項第二号に規定する転出の予定年月日が記載されたものに限る。）
- 二 領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明
- 三 戸籍の附票の写し

(令和七年法律第六十七号)の施行の日

(輸出取引等の証明に関する経過措置)

**第二条** 第一条の規定による改正後の消費税法施行規則(次条及び附則第四条において「新規則」という。)第五条第一号及び第二号の規定は、令和八年十月一日以後にするこれらの規定に規定する輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けについて適用し、同日前にした第一条の規定による改正前の消費税法施行規則第五条第一号及び第二号に規定する輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けについては、なお従前の例による。

(古物に準ずるものの範囲に関する経過措置)

**第三条** 新規則第十五条の三の規定は、附則第一条第四号に定める日以後に国内において事業者(消費税法第二条第一号第四号に規定する事業者をいう。以下この条及び附則第五条において同じ。)が行う課税仕入れ(同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に国内において事業者が行った課税仕入れについては、なお従前の例による。

(改正法附則第二十条第三項の規定による届出書の記載事項)

**第四条** 所得税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第十二号。第二号及び次条において「改正法」という。)附則第二十条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 新規則第十一条の六第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 改正法附則第二十条第二項に規定する合計額に四を乗じて得た金額
- 三 その他参考となるべき事項

(特定少額資産販売事業者の登録申請書の記載事項に関する経過措置)

**第五条** 改正法第三条の規定による改正後の消費税法(以下この条において「新法」という。)第五十七条の七第一項の登録を受けようとする事業者(改正法附則第二十一条第四項の規定の適用を受けることとなる事業者に限る。)が、新法第五十七条の七第二項の申請書を提出する場合には、当該申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

- 一 申請者が個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）を有する場合には、個人番号

二 申請者の行う事業の内容

三 申請者が法人である場合には、消費税法第二条第一項第十三号に規定する事業年度の開始及び終了の日